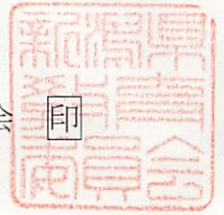


教 高 第 767 号
令和 5 年 8 月 4 日

宮部 龍彦 様

新潟県教育委員会



執行の停止について（通知）

令和 5 年 7 月 21 日付け教高第 711 号の部分公開決定処分について、新潟県情報公開条例第 13 条に基づき意見聴取を行った第三者から、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求（令和 5 年 7 月 31 日付け）がありました。これにあわせて、審査請求人から執行停止の申立てがあったことから、同法第 25 条第 2 項の規定により下記のとおり執行を停止したので、通知します。

記

1 期 間

令和 5 年 8 月 7 日から審査請求の裁決までの間

2 その他

執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかとなったとき、その他事情の変更があったときは、執行停止を取り消すことがあります。